

幼児クラス保護者各位

令和3年 月 日

社会福祉法人 山王平成会
阿久和保育園 園長 小林 優子

緊急事態宣言に伴う幼児クラス給食費の還付について

いつも園運営にご協力頂きましてありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染の拡大防止を図るため、政府が緊急事態宣言を延長しました。

横浜市からの対応についての依頼に基づきまして、緊急事態宣言中に（令和3年9月1日から令和3年9月30日まで）出席された日数に応じて給食費を徴収させて頂きたいと考えております。

また、8月27日に引落しをさせていただきました8月分の中の令和3年8月20日から令和3年8月31日（緊急事態宣言）までの期間の給食費に関しましては、登園しなかった日数に応じて、還付する対応とさせていただきます。

請求額=1食あたりの給食費（主食費60円・副食費180円の合計240円）

9月請求分（10月上旬）=9月の登園日数分から8月20日～8月31日までの欠席分を差し引いた金額

1 給食費

- ・3歳児クラス以上の皆様から頂いている給食費（主食費・副食費）が対象です。
- ・9月27日分の引き落とし予定の9月分の引き落としは止めさせて頂き、上記の計算式に基づいて9月分を現金にて集金させていただきます。

※ただし、10月以降も引き続き緊急事態宣言に伴う自粛が延長される場合は、その月の引き落としの停止も延長させて頂き、同様に現金にて集金させていただきます。

2 手続き方法

- ・園で登園日数等を確認し、金額を算定したのち、各児請求金額を書面でお知らせいたします。
特に手続きは必要ありません。

3 請求方法

- ・9月分の登園日数分から8/20～8/31までの欠席日数分を相殺させていただいた金額を10月上旬に請求書を同封した集金袋にてご請求をさせていただきます。

ご面倒をおかけいたしますがご対応のほどどうぞよろしくお願い致します。